

## 年度末・年度初めにおける 36 協定届等の届出について

～ 監督署への郵送や電子申請をぜひご活用ください ～

労働基準法に定められた「時間外労働・休日労働に関する協定届（いわゆる「36 協定届」）」や「1 年単位の変形労働時間制に関する協定届」、「就業規則」等の届出については、毎年、3 月の年度末から 4 月の年度初めまでの間、労働基準監督署の受付窓口が来庁される方でたいへん混雑いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、県内の労働基準監督署では、

- ・ 職員に対する手洗い、マスクの着用の徹底
- ・ アルコール消毒液の設置
- ・ 体調がすぐれない職員の休暇取得

等の対策を講じ、感染症の感染防止に努めておりますが、36 協定届等の届出に当たっては、**労働基準監督署への郵送や電子申請をぜひご活用ください。**

なお、郵送による届出については、届出内容等に問題がなければ、労働基準監督署に到達した日をもって受理いたします。

また、事業場の控えが必要な場合には、届出書類のほかに、事業場の控え（写し）の書類と切手を貼付した返信用封筒を同封してください。なお、事業場への返信までに 2 週間程度要する場合がありますので、ご承知ください。

### <36 協定届等の届出先について>

労働基準監督署名	所在地	管轄区域
松江労働基準監督署	〒690-0841 松江市向島町 134 番 10 松江地方合同庁舎 2 階 Tel : 0852-31-1165	松江市・安来市・雲南市 (大東町、加茂町、木次町)・仁多郡・隠岐郡
松江労働基準監督署 隠岐の島駐在事務所	〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町 55 番地 隠岐の島地方合同庁舎 1 階 Tel : 08512-2-0195	隠岐郡
出雲労働基準監督署	〒693-0028 出雲市塩冶善行町 13 番地 3 出雲地方合同庁舎 4 階 Tel : 0853-21-1240	出雲市・大田市・雲南市 (三刀屋町、吉田町、掛合町)・飯石郡
浜田労働基準監督署	〒697-0026 浜田市田町 116-9 Tel : 0855-22-1840	浜田市・江津市・邑智郡
益田労働基準監督署	〒698-0027 益田市あけぼの東町 4-6 益田地方合同庁舎 3 階 Tel : 0856-22-2351	益田市・鹿足郡

# 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、 「36協定届」や「就業規則の届出」 などの届出は、 電子申請を利用しましょう！

36協定の届出等により、3月の労働基準監督署の受付窓口は、来庁者で混み合うことが予想されます。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、窓口での届出・申請は避け、電子申請を利用することを推奨します。電子申請が直ちに利用できない場合は郵送による届出も可能です。

## 労働基準監督署の窓口に来なくても手続可能です

- 労働基準法や最低賃金法に定められた手続については、電子政府の総合窓口「e-Gov」から電子申請が利用できます。

労働基準法に定められた届出など	● 時間外・休日労働に関する協定届（36協定届） ● 就業規則の届出 ● 1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など
最低賃金法に定められた届出など	● 最低賃金の減額特例許可の申請 など

※ e-Gov電子申請システムはパソコンからのみご利用いただけます。

## 簡単・スマートに申請可能です

- インターネット上の様式に必要事項を入力し、電子署名を付してクリックするだけで手続ができます。
- 大量の書類への記入も、電子申請ならデータでスマートに処理できます。

## 導入も簡単です

- マイナンバーカードや住民基本台帳カード（以下「マイナンバーカードなど」といいます）を使うと、電子証明書の取得の手間や費用がかかりません。
- ※ ICカードリーダーライター（マイナンバーカードなどを読み込む機器）などが別途必要です。
- 労働基準法や最低賃金法に基づく届出や申請について、社労士が提出代行を行う場合、提出代行に関する証明書をPDF形式で添付することにより、使用者の電子署名及び電子証明書を省略することができます。

令和2年3月から、36協定・就業規則の本社一括届出の手続方式が変更され、36協定は最大30,000事業場、就業規則は最大2,500事業場について一度に申請可能になりました。

※ 申請ファイルには、ファイル数99個、1ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

電子申請の具体的な利用方法は裏面をご確認ください



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 電子申請の方法

電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」のホームページから電子申請が利用できます。

○ ホームページは

⇒

e-Gov



を検索してください。



電子申請の利用には事前準備が必要です。詳しくは、

e-Gov 事前準備



を検索してください。

電子申請に関してご不明な点については、以下の問合せ先にご相談ください。

### ①：事前準備や操作方法などに関するお問い合わせ先

電子政府利用支援センター

■ 電話番号：050-3786-2225 (050ビジネスダイヤル)

050-3822-3345 (通話料金はご利用の回線により異なります。)

■ 受付時間：4～7月 平日 午前9時から午後7時まで

土日祝日 午前9時から午後5時まで

8～3月 平日・土日祝日 午前9時から午後5時まで

### ②：各届出などに関するお問い合わせ先

労働基準法などに基づく届出などについてご不明な点があれば、都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

○ 【都道府県労働局及び労働基準監督署の連絡先等】

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

### ③：電子申請の手続きや事前準備

電子申請やその事前準備は、電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」でご利用いただけます。

<https://www.e-gov.go.jp/>

### ④：労働基準法などの手続きに関する電子申請についてのホームページ

労働基準法などの手続きに関する電子申請については、以下の厚生労働省ホームページにマニュアル、解説、関連する通達などを掲載していますので、ご参照ください。

○ ホームページは「労基法等 電子」で検索！ ⇒

労基法等 電子



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

○ 【厚生労働省ホームページの進み方】

「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事業主の方へ」>「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」